

裾野市学校給食用物資納入業者登録基準

裾野市立学校給食センター及び小学校が調達する給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定める。

1. 学校給食用物資を納入しようとする業者は、裾野市教育委員会の登録を受けなければならない。ただし、常時的な発注が担保されているものではないことは了承しておくこと。
2. 登録の期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。
3. 登録を受けようとする業者は、教育委員会の指定する期間に登録の申請（様式第1号）をしなければならない。
4. 教育委員会は、前号の申請があった場合は第5項に定める基準により適正に審査しなければならない。審査に当たって必要があれば、施設・設備の調査等を実施することができる。
5. 登録基準
 - (1) 立地条件
裾野市内に事業所または製造加工の設備があること。ただし教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 経営規模
 - イ. 経営状況が良好で給食センター及び小学校の要求に答えられること。
 - ロ. 所要量を充たし得る仕入れ、製造加工能力があること。
 - ハ. 物資の配達に支障のない従業員及び輸送能力があること。
 - (3) 衛生状況
 - イ. 保健所の食品衛生監視票の採点が原則として80点以上の施設であること。
 - ロ. 製造加工業者の場合は、材料倉庫・製造置場・冷蔵施設その他衛生上必要な設備が完備していること。
 - ハ. 家族・従業員の健康管理や衛生管理が十分なされていること。
 - ニ. 施設・設備の衛生管理が十分なされていること。
 - (4) 信用状況
 - イ. 営業実績があり経営状況が良好であること。
 - ロ. 学校給食に理解があり協力的であること。
 - ハ. 食品に関する法律・諸規則が遵守されていること。
 - ニ. 納税義務が履行されていること。
 - ホ. 市内で引続いて3年以上その営業に従事していること。
6. 教育委員会は、登録の決定をした場合は、申請者に対し決定通知書（様式第2号）を出さなければならない。
7. 決定通知書を受けた業者は、令和5年2月15日（水）までに誓約書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。
8. 教育委員会は、登録した業者に対し、必要な指示・検査を行うことができるものとする。また、上記事項及び誓約に違反がある時は、改善命令、発注の停止、あるいは登録の取り消しを行うことができる。
9. 教育委員会は、前項により取り消しがあり物資納入が滞る場合、または新たに必要な物資を購入することが生じた時は、登録期間に関わらず中途においても登録をすることができる。この場合の登録期間は、第2項に規定する期間の残りの期間とする。